

今号の主な内容	
2面	インターネットを使った悪質商法にご注意を
3面	2月21日(土)開催 男女共同参画フォーラム
4面	春の文化体験プログラム
8面	3月7日(土)開催 女性の健康週間 イベントなるなるフェスタ 2月27日(金)～3月1日(日)開催 染の小道



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

悪質商法の被害にあわないために

はっきり断る勇氣
よく考えて契約
困ったときはすぐ相談

悪質商法の手口は複雑化・巧妙化し、生活のさまざまな場面で深刻な被害が発生しています。突然の勧誘などがあっても慌てず、少しでもおかしいと感じた場合は、はっきり断りましょう。契約する前に家族や友人などの意見を聞き、困ったときは、できるだけ早く新宿消費生活センターにご相談ください。解決に向けてお手伝いします。

今回は相談が多く寄せられている事例を紹介いたします。日ごろの心の準備と、いざというときには落ち着いた判断を心掛けましょう。

【問合せ】新宿消費生活センター(新宿5-18-21、第2分庁舎3階)☎(5273)3830・☎(5273)3110へ。
★2面では、インターネットをめぐるトラブルの事例を紹介しています。

こんな手口にご注意を

高収益が上がるはずが一転し 大きな損失を招く

「将来必ず得をする」と株式投資や事業への出資を持ちかけて契約させますが、その後、連絡が取れなくなったり、解約しようとする高額の手数料を請求されます。

また、「簡単な取引で初心者でも大きな利益が出る」と触れ込み、若者を狙う「バイナリーオプション」の被害も急増しています。バイナリーオプションは為替相場等の値動きを予想するもので、短期間に繰り返し取引できるため、損失額が大きくなる恐れがあります。リスクの高い取引であることを理解し、契約は慎重に判断しましょう。

無料点検とは名ばかりで 次々と高額な契約を迫る

「無料点検に来た」と訪問し、「もう使用できない。早く交換しないと危険」「公的な機関から委託されている」などと虚偽の説明をして、消火器の有料交換や長期リース契約、高額な下水道工事などを承諾させる手口です。

高齢者を狙う強引なセールス

在宅時間が長いことや、健康面・経済面の不安に乗じて、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が特に狙われています。

●送り付け商法

「カニは好きですか」「健康食品の注文をお受けしました」などと電話をかけ、注文していないのに商品を突然送り付け、代金引換で支払わせます。

●次々販売

「高額な寝具を繰り返し売り付けにくる」など、一人の消費者に商品を次々と販売する手口です。

●訪問購入(押し買い)

貴金属等を相場よりも安く強引に買い取る手口です。「不要品なら何でも買い取る」と自宅を訪問し、不要品以外の貴金属等を強引に買い取っていきます。



解約したいときは クーリング・オフ制度 が利用できます

クーリング・オフは訪問販売や訪問購入(押し買い)、電話勧誘などで結んでしまった契約を、法律で決められた期間内に解約できる制度です。

相手方への解約の通知は、「特定記録郵便」「簡易書留」など、書面で行います。クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。

クーリング・オフ制度の対象になる取引・期間・通知の方法等詳しくは、新宿消費生活センターへお問い合わせください。

トラブル解決に向けてお手伝いします

新宿消費生活センターをご活用ください

新宿消費生活センター(新宿5-18-21、第2分庁舎3階)では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費生活に関するさまざまな相談をお受けしています。

また、多彩なテーマを取り上げて消費生活上の問題やトラブルの対処方法を紹介する消費者講座の開催、情報誌「くらしの情報」の発行、消費生活に関するDVD等の貸し出しもしています。

消費生活相談(電話・来所)

相談電話番号☎(5273)3830

悪質商法のトラブルや解約での困りごとなどについて、消費生活相談員が問題解決のための助言や情報提供をしています。

当事者間で交渉していただくための助言等をしますが、相談内容が複雑なもの、高齢者の方などで業者との交渉が困難な場合は、相談員が両者のあっせんを行います。

相談を受けた内容は、個人情報を除き、国民生活センターや全国の消費生活センターと情報共有し、被害の拡大防止につなげます。

【相談日時】月～金曜日(祝日・年末年始等を除く)

▶電話相談…午前9時～午後5時

▶来所相談…午前9時～午後4時30分

【相談場所】区役所第2分庁舎3階

●弁護士にも相談できます

消費生活相談をさらに強化するため、毎週水曜日は弁護士も相談をお受けしています(来所/予約制)。

【相談日時】水曜日(祝日・年末年始等を除く)、午前9時～12時・午後1時～4時

【申込み】電話で新宿消費生活センター☎(5273)3830へ。事前に消費生活相談員がお話を伺います。

多重債務特別相談(来所/予約制)

弁護士・区の職員などが、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせてお受けしています。相談日時はお問い合わせください。

【相談場所】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【申込み】電話で新宿消費生活センター☎(5273)3830へ。



悪質商法被害防止ネットワークで 高齢者の見守りを強化

新宿消費生活センターは、区内の介護事業者や相談機関などと協力し、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築しています。

ネットワークでは、高齢者や障害者の生活に密着したサービスを提供する事業者等が業務中に気付いた悪質な勧誘や売り付けなどを、新宿消費生活センターに通報します。センターは、被害情報の周知・注意喚起・トラブル解決のあっせんなどをします。

このネットワークによる通報・連携態勢で、悪質商法に狙われやすい高齢者や障害者の見守りを強化し、被害の防止や早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。

出前講座の開催

職場・学校・地域の学習会等へ消費生活相談員を派遣し、消費者被害防止について解説します。

詳しくは、新宿消費生活センターにお問い合わせください。